

新 国

策

The New National Policy

2011 **9** 平成23年9月号

時潮
決断できない日本

新井弘一

東日本大震災に取り組む中で
——公明党はこう考える

山口那津男

日本経済の再設計
——震災を越えて

岩田一政

Since 1933

財団法人 **国策研究会**

Research Institute for National Policy

CONTENTS

時潮

決断できない日本

新井弘一

3

東日本大震災に取り組む中で

公明党はこう考える

山口那津男

4

菅内閣の対応はあまりに遅く、鈍感で誠意に欠けている。縦割り行政の弊害を排して復興庁と担当大臣を置き、迅速・果敢に進めるべきだ。原発事故対応も被災者の目線に立ってはいない。国も補償を担うべきだ。

日本経済の再設計

震災を越えて

岩田一政

13

原発停止を放置すれば日本経済に甚大な影響を与える。実行可能なエネルギー・パスをはかるべきだ。税・社会保障改革にあたり消費税率引き上げのみを行うと経済活動を不安定化させるリスクがある。成長に対して友好的な改革が必要だ。



会報 26

新国策

平成二十三年九月号

昭和二十八年五月十三日第二種郵便物認可
平成二十三年九月十日印刷・発行（毎月十日発行）
第七八巻第九号／通巻第一六七五号

発行人 財団法人国策研究会 会長 山本卓眞

編集人 財団法人国策研究会 事務局長 吉田 弘

発行所 財団法人国策研究会

〒100-0036 東京都千代田区丸の内三丁目一丁目 新国際ビル八階

電話 〇三三三三二六二二（代）

FAX 〇三三三三二二八八

http://www.kokusaku.or.jp/
Email shin-kokusaku@kokusaku.or.jp

関西支局

〒533-8533 大阪市東淀川区東中島一丁目一九一四
（株）ライオンコーポレーション内 電話 〇六六八二五二五三〇

FAX 〇六六八二五二六八五

購読会友会費 半年 七,五〇〇円（送料共）

一年 一五,〇〇〇円（送料共）

新国策購読料は、法人会員、個人会員、会友会員の会費に含まれております。

東日本大震災に取り組み中で

公明党はこう考える

菅内閣の対応はあまりに遅く、鈍感で誠意に欠けている。縦割り行政の弊害を排して復興庁と担当大臣を置き、迅速・果敢に進めるべきだ。原発事故対応も被災者の目線に立ってはいない。国も補償を担うべきだ。

山口那津男 ■公明党代表

誠意がない菅政権

六月一日に党首討論が行われた。震災後、初めての党首討論だった。公明党に与えられるのはわずか十分である。やり取りを含めると、実質、私がしゃべる時間は五分しかない。そこで私は、菅政権は震災の復興・復旧に対する誠意がないという基本的な視点から、二つの点を指摘した。

一点目は、遅いということである。震災後、われわれは政治休戦をして全面的に協力すると、菅総理に直接申し入れた。当初からいろいろと現場のニーズを官邸等に申し上げたが、一向に動かない。司令塔が不在だということを感じた。

中心軸となつて震災対応を推進する責任者、機関が必要だということ、三月二十二日に、復興庁を作り、復興担当大臣を任命すべきだと、党として提案した。ところが、待てど暮らせど、それに対する反応はない。

結果的には皆様ご承知のように、復興基本法が六月二十日によりやく成立した。その中身は公明党案を丸飲みしたものである。復興庁を作る、復興担当大臣を置く、そして復興特区を設け、という三つを受け容れて、やっとできた。われわれが提案してから実に三カ月近くがたっている。あまりにも遅すぎる。

二点目に指摘したことは感度の鈍さである。現場でどれだけ苦しむ人がいるかということに對してあまりにも鈍感であり、それに対する適

部の支払いのみである。

しかし、東電の仮払いと言っても、これは五月の中下旬になってやっと届いたものである。一世帯あたり百万円の仮払い。そこだけ見ると大きいように見えるが、一世帯の世帯構成を無視している。東電は契約を世帯単位でやっているから、その契約窓口を利用して決済しているのだから、世帯構成は二人でも、また十人も百万円である。

おじいちゃん、おばあちゃん、若夫婦、お孫さんという世帯が避難所を何カ所も何カ所も着の身着のまま逃げ惑っている中、二カ月たつてやっと百万円。これでは過去の穴埋めがせいぜいで、これからの生活の足しにはならない。政府の対応は現場の実情にフィットしていない。やることも遅い。被災者の苦しむ姿に対し

てあまりにも鈍感すぎるということを党首討論で訴えたわけである。菅さんがどれだけこれを受け止めたかは定かではない。

「裸のペテン師」

最後に私は、被災者・被災地支援のためにはスピードアップしなければならない、いろいろな部門の力を合わせなければならない、そのためには皆さんにお辞めいただくしかないというところで締めくくったわけである。

もちろん、これにはいろんな反響があった。この震災のときに、政界は何をゴタゴタやっているのだという非難もいただいた。しかしわれわれはその直後に敢えて内閣不信任案を出した。「急がば回れ」という気持ちだった。何もしないで

切、迅速な対応が乏しい。

わが党の冬柴鉄三元国土交通大臣も弁護士資格を持っているので、震災後福島県内を回って、無料の法律相談を受けてきた。その報告書がわれわれの手元にもきたが、実に生々しい声ばかりである。被災者の方々は被災直後から避難を命ぜられて、結局、家を失う、家畜を失う、仕事を失う。そういう憂き目に遭い、子どもを連れて、年寄りも抱えて、借金も抱えて、また病気で抱えて、避難所を転々としている。

ある相談者は「もうここで七カ所目です。いったいこれからどうなるのでしょうか。いつ帰れるかも分からない」と。まさに路頭に迷う姿が克明に法律相談の中に出てくる。その間、取られた手だては東京電力の仮払いと義援金の一

いたら、被災者の苦悩はこのまま続く。

公明党は地方議会にたくさん議席がある。被災地にも議員がたくさんいる。発災当初から駆けずり回って、被災者の声を聞いて、いろんなニーズを上げてくる。そういう感覚からすると、菅さんはあまりにも鈍い。

菅さんにはお引き取り願って、次のリーダーが選ばれば、力を結集できる。そう望んで不信任案を出した。菅さんは代議士会で退任をほめかして、不信任案を否決させた。しかし、大方は「菅さんは早期退陣をする」と受け取ったはずだった。

ところが、不信任が否決されるやいなや、前言を翻すがごとき言動をしている。鳩山由紀夫さんは「ペテン師」と言っし、自民党の谷垣さんは「裸の王様だ」とおっしゃる。両方合わせ

やまぐち なつお

経歴

- 昭和27年 茨城県生まれ
- 53年 東京大学法学部卒業
- 57年 弁護士
- 平成 2年 衆議院議員(～平成 8年)
- 13年 参議院議員
- 【衆議院】 安全保障特別委員会理事、運輸委員会理事、地方行政委員会理事、文教委員会理事
- 【政府】 防衛政務次官
- 【参議院】 議院運営委員会理事、行政監視委員会委員長、予算委員会理事
- 【政党】 公明党政務調査会長、同東京都本部代表
- 【現職】 参議院外交防衛委員会委員、同国家基本政策委員会委員、公明党代表



ると「裸のペテン師だ」ということになる。いまや経団連をはじめとする経済界も連合も、それから、民主党政権誕生後、その支え役であった二十一世紀臨調も「菅さん、辞めなさい」と三行半を突き付けている。

求心力なき首相

民主党内でも、執行部と菅総理が対立している。岡田幹事長は五十日延長するという案を野党に打診したが、その間に二次補正予算や公債特例法、あるいは再生可能エネルギー法案を処理して、その後は、新しい総理の下で第三次補正予算を本格的にやろうという考えだ。

今、一番求められるのは、復興へ向けての本格的な取り組みである。懸案を五十日で処理して、新しい代表を選んで、そして第三次補正予算に向かっていく。岡田さんの言葉を借りると、八月中旬以降にこれを本格化させるといふ話だったから、それならばいったん閉じて、また臨時国会早期開催でけっこうだという話になった。これで合意したかに見えたが、菅さんはこれをひっくり返してしまった。「白紙に戻った」という連絡を受けたときには、われわれは正直、驚いた。

企業で言えば、代表権を持った専務さんが会社を代表して、これから重要な契約を結びまくりうる。縦割りの役所があつちの災害、こつちの災害を部分的に受け持っているのは必ずしも効率的ではない。

もう一つ、被災地の自治体からすると、わが町を復興させるために、国の役所にいろいろとお願ひしなければならぬ。ところが、あつちの役所、こつちの役所をたらい回しにされて、なかなか結論が出ない。こういうことが実際、起きてくる。

第一次補正予算を作ったときに、われわれは被災地の議員を呼んでその中身の説明会をやった。各省庁担当者が出てきた。われわれのほうは総勢五十人くらいだったのに対して、出てきた役人は百人以上である。つまり、一つのことを説明するのに、それだけ人数を動員しなければ対応できないという構えなのである。

縦割りのまま復興をやりましようと言っても、結局堂々巡り、たらい回しでなかなか進まないことは目に見えている。われわれとしては復興庁という機関を作ってワンストップ、ここでおよそのことが集約できるようにすべきだと主張した。役所からすると、人を取られ、組織を分断され、屋上屋だという批判もあったようだ。しかしそこを打ち破って、中心となる司令塔を作らなければ復興はスピードアップしない。

もう一つ、復興特区が重要なところである。現地の被災の状況は千差万別である。リアス式

ようというところで、散々交渉して、だいたいの話ができた。いよいよ署名、調印という段になって社長がひっくり返すというのでは、代表権を持っている専務の役割は務まらない。今後の信頼関係を保つこともできない。

そういうことを平気でやってしまう民主党という政党も問題だが、菅さんがこれまでの経緯を無視してひっくり返すということでは、リーダーとしての資格はないといわざるをえない。結果として、七十日延長ということになった。われわれは、被災地の状況や原発の状況を見れば、軽々しく閉じるべきではないと申し上げてきた。延長はけっこうだということで、五十日延長するつもりでいた。ところが、七十日となると、新総理の下で進められる本格的な復興予算編成が二十日間以上遅れることになる。菅さんは自分の延命しか考えていないと思わざるをえない。

菅総理には退陣の包囲網が敷かれているから、まったく求心力が働かない。信頼関係も崩れているから、充実した国会の議論や与野党間の協議も期待できず、ここに政治空白が生まれる。まさに本格的な復興に手間取るということになってしまいうわけである。

もつと恐ろしいことは、国際社会の中で相手にされないことである。昨年からずっと外交的な停滞が続いているが、退陣を余儀なくされた

海岸の岩手県三陸には市街地がほとんど壊滅状態というところもある。また、宮城県南部から福島県にかけての海岸平野では、沿岸部を中心に農地等々が被害を受けている。

現地の首長さんたちがおっしゃるのは、総論だけで言ってもらっては困るということだ。それぞれの地域の実情に配慮し、復興のあり方もそれぞれ違うということに十分に対応できるような仕組みを作ってもらいたいというのが現場の要望である。

例えば農地を仮設住宅にしたいとか、そこに福祉施設を応急に作りたいといつても、農地の転用の手続きが要るところで止まってしまう。なかなかできないという声も出てきている。あるいはがれきの処理をしたいが、中には有害なものも入っているかもしれない。近くで処理場を作ろうとすると、環境アセスメントに二年も三年もかかると言われて困るという事態が生じている。そういったことについて、臨機応変に現場の実情に応じてスピードアップを図れるような特区制度は、極めて有効だ。

迅速な対応を

阪神淡路大震災のときと比べて最も違うのは、阪神淡路は神戸市という実力ある大都市を中心とした市街化された密度の高い都市部に起こっ

総理大臣を相手にして、外交交渉をやってくれ国はない。新しいリーダーがいずれ選ばれて再開するにしても、この半年近く、外交的な分野でも空白が生じざるをえない。

その間に失われる国益、国民益のことを考えると、惨憺たる状況であり、そのことを客観的に認識して決断することができない菅総理というのは、本当に政治家として認めるわけにはいかない、つくづく思う。

復興庁と復興特区を

公明党としては、復旧・復興を早く進めるのが目標である。幸い、復興基本法ができた。今度、中身をどう持つていくかということが重要になる。

復興基本法には、①復興庁という機関を新たに作り、②復興担当大臣を司令塔として専担させ、③復興特区を設けるといふ三本の柱がある。この復興基本法を作るにあたって、最初、政府はほとんど中身のない法案を出してきた。復興庁という機関は要らない——復興対策本部を作るが、これは企画、立案、各省庁の調整だけをやらばいい、実施はやらなくていいという内容だった。

政府は今、縦割りである。台風だ、地震だ、火山の爆発だ、災害はいろいろこれからも起こる。ここを復興させるといふことは、都市の機能を全体とどう調和させるかとか、いろんな配慮があつたと思う。

しかし今回の被災地は地域も広範であるし、被災の状況、復興のあり方も千差万別である。阪神淡路のようにじっくり構えて、大きな都市像に合ったものをつくり作ろうというわけにはいかない。

復興構想会議が最近、答申を出した。これも先にゴールを決めてスタートしているのだが、現場からすると、やはり遅い。阪神淡路のときもこの種のものを作ったが、途中で第一次提言、第二次提言と、現場の進捗状況に応じてどんどん出していった。

ところが今回は、議論はしているようだが、何をやっているのかよく分からない。現場はとにかくがれきを寄せて、さあ、これからどう市街地を作るか、住宅を作るかと、それぞれが復興計画を想定している。そこに財政的な、あるいは制度的な仕組みを国が作ってくればいいと、待っている状況である。ところが、政権のほうは構想会議の結論が出て、それから政府で案を作って、来年から手を付けようみたいな非常にのんびりした対応である。

復興構想会議は、基本法に位置づけられた有識者の諮問機関ということにはなったから、ぜひその労作をこれから生かしていかなければな

らないし、また提案されたものを継続的にフォローしていかねければならない。
 いずれにしても、それを裏づけていくのが第三次補正予算ということになるから、ここは皆さんが早く退陣して、新しい体制を早く作って、その準備にかならなければならない。われわれはその点では基本的に協力していくという姿勢で臨んでいきたい。

第二次補正予算は復旧策の延長であるから、そつもめることはないはずである。ただ、昨年度予算の決算剰余金が二兆円近くあるが、この二次補正でそのうち国で使える分を全部使ってやってみようという中身である。本来決算剰余金は来年度予算もしくは来年度予算と連続的に行われる補正予算の重要な蔵人の一つである。望むべくはやはり本格的な予算を作ることである。復旧で残った課題もそこできっちり拾っていく。本格予算を作り、その財源に充ててほしかったと思っているが、政府がそういうことであれば、われわれなりに対応していきたい。

被災者目線の原因事故対応を

原発の賠償問題でも、一番欠けているのは被災者の目線に立っていないことである。いったい被災者の損害、苦しみというのはどこから発しているか、だれの行為で起きているか、事実

をありのままに見ることが大事である。
 今回は、東京電力が原発の運転を誤って起こした事故ではない。地震、津波という自然災害に起因する事故である。そうすると、この地震、津波に耐えられなかった施設をだれが設置したのか。これは東電が勝手にやるわけではない。「こういう場所にこういうものを作る」というのは国の許可でやっているわけである。その後、工事方法はこういうことである、どこにどう配置をするといった詳細についても国が認可をして、それで初めて作られるわけである。そこまで国がかかわっていたにもかかわらず、事故が起きた。

同じ地震、津波の被災があっても女川、あるいは福島第二原発、あるいは東海原発は、運転は停止したが、事故には至っていない。福島第一だけになぜ事故が起きたかということについて、客観的、冷静に分析、調査しなければならぬ。設置に問題があったこと、国がそこにかかわりがあるということは率直に見なければならぬ。

私は茨城県北部出身で地形が似ているから、想像できる。「貞観の大地震」(八六九年)の影響はあの界限ではあまり見られないというようなことが言われたが、福島第一を作るとき、自然の地形を大きくえぐって、海面に近いところまで掘り下げて敷地を確保した。海水を冷却に取

り入れるから、取り入れやすいような高さに調節して、そこに施設を集中させた。こういう工事の方法だった。

そういう中で貞観の大地震の影響がどうのこうのと言っても、検証する術はない。むしろ結果的には、それ以上に影響を受けやすい施設を作ってしまったわけである。そのへんのところも含めて、ここはきちんと調査をしなければならぬ。

事故が起きると、近辺のところはすぐに避難命令である。三月十一日、着の身着のまま避難したという人が山形にもいたし、福島にもいた。新潟にもいた。散り散りになっている。避難は政府が命じたことである。あるいは警戒地域を設定して、「この中に入ったら罰則を課す」というのも全部、政府がやっていることである。

政府の不手際による被害拡大

では、政府のやっていることは、事故が起きて必然的に選択の余地のないものであったかという、必ずしもそうではない。最初は同心円状に何キロ圏内、何キロ圏内とやったが、実際に放射線が拡散している状況をSPEEDI、その他の資料で見ると、同心円とは違うわけである。

今になってみると、同じ二十キロ圏内と言っ

ても、あまり放射線の影響が見られない地域もあるし、同心円の外に伸びているところもある。

こういうことをもつと早く客観的に調べて、それに基ついで避難誘導していたら、どうなっただろうか。そういうことを考えると、やはり被災者の苦しみというのは政府の不手際から生じていると言わざるをえない。

東京都でかつて三宅島の災害を経験した。火山の爆発で火山ガスが収まらないので、全島避難を余儀なくされるということになった。そのときにわれわれは東京都と相談して、全島避難にあたっては、都営住宅や公社住宅やその他、都内を中心に周辺の県にもお願いして、だれがどこに避難して居住するかということをあらかじめ用意して、全島避難を実施した。

私は竹芝桟橋に出迎えて「本当にご苦労さまです。しばらく我慢してください」と、散っていくバスを見送った。避難生活中のケアとして「いずれ島へ帰るぞ」というインセンティブを維持することもやらなければならないし、実際の避難中の生活をサポートすることもやらなければならない。漁業については八丈島とか伊豆の下田とかに漁船を預かってもらって、漁を続けたい人はそこを拠点にしてもらうということをやった。

それから、都内周辺に避難して来た方々には都内に二カ所、集会所を作った。八王子と江東

区である。ここに集会所を作って、ローテーションで集まっていた。

その集会所の隣に農場を作って、赤芽芋とか明日葉とかウコンといった島の特産物を栽培して、島へ帰ればすぐ、農業を再開できるようにし、ここで働いた作業時間分、賃金をお払いした。緊急雇用創出特別交付金を活用した。そうすると、月に何日か、その集会所へ島民の方々が集まって来る。会話を交わして、消息を確かめ合う。作業をして賃金をもらう。それが生活の足しになるという

ことで、結果的に四年半かかったが、帰島を果たしたわけである。もう一つ、観光の要として民宿がある。これは、島の復興作業に

を

第五十四記念
 国際書・墨工山展



王維の書画は 本会創立者 故 岩切五山先生

会期 平成二十四年一月二十五日(水)
 ↓二月六日(月)
 (二月三十一日(火)は休館日)

会場 国立新美術館 二階1A会場
 (アジア創造美術展2012 内の特設会場)
 国際墨画協会 会長 阿部風木子
 事務局 〒二四一〇八三六
 横浜市旭区万騎が原40 阿部正直(風木子)方
 電話 〇四五三九(一三三)七二四
 ※出品希望者はお問合わせ下さい。



千代田線乃木坂駅6番出口、日比谷線六本木駅4a出口
 大江戸線六本木駅7番出口
 〒106-8558 東京都港区六本木7-22-2

あたる作業員の方々の宿泊場所として活用した。ただし、火山ガスが出たときには緊急避難できるように脱硫装置を備えたクリーンルームを必ず作るということで、東京都が支援をして、民宿にそれぞれ設置させた。それで四年間、島での作業が続き、民宿の経営も維持し、そして、帰島したときには漁業者も農業者も民宿経営者もすぐ立ち上がることができた。

本来であれば政府が素早く手を打って、安心感を作り出して、実際のサポートもしなければならなかったが、今の政権のやったことは、「避難してください」「入ってはいけない」、そういう対応に終始している。

国も賠償責任を担うべきだ

施設の設置にも問題あり、事故後の避難にも政府に大いに責任ありということを考えると、やはり賠償については、国・政府の責任を率直に認めるといふ制度を作らなければならない。ところが、今の原子力損害賠償法というのは、基本的には原子力事業者が運転や核物質の管理を誤って事故を起こしたときには、無過失で無制限の責任を負い、政府が必要な援助をすることができると書いてあって、政府が直接、責任を負うようにはなっていない。しかし翻ってみると、この原子力損害賠償法が過去、適用され

うことが話題になった。

われわれは、国債で当面、必要なものを賄って、それを償還する税のあり方をきちんと決めるべきだと思う、と述べた。私は、この償還財源は直接税、つまり所得税とか、場合によっては法人税に求めるのが妥当であって、償還のために消費税を活用することはやるべきではないと話した。

ゴー・チョクトン氏も「そのとおりだ」と応じた。この震災の影響を受けて、被災地はもちろんだが、日本経済全体がちよつと厳しい状況だ。そういう意味では十年ぐらいの長期の国債を使って、償還も少し全体的な低金利の状況をよく活用して、少し長めの視野で償還を考えたほうがいいとおっしゃっていた。

原発については、事故を起こしたところ、被災に遭いながら事故に至らなかったところ、また、被災していないところ、いろいろある。しっかりと客観的な分析をした上で安全策を講じて、当面は原子力のエネルギーに依存せざるをえないところがある。再生可能エネルギーを伸ばすことも併せてやっていくべきだ。——こういう趣旨のことを申し上げた。

ゴー・チョクトン氏は、この日本の経験をもう一つ国際社会のために役だててほしいと述べられた。これを機に日本が内向きになってもらっては困る、日本にはいろいろ経験の蓄積がある

たことは一回しかない。その一回というのは東海村のJCOの事故のときである。あれはいかにもずさんで、核物質をひしゃくでバケツからバケツへ移すなどというお粗末なことをやってきた。これはまさに想定する事業者のオペレーションのまずさによるものだった。

そのときは適用されたが、今回は自然災害に起因している。本来、この原子力損害賠償法がずばりと想定する事故の内容ではない。しかし、免責を受けるという規定がある。巨大な不可抗力とも言うべき災害のときは、事業者は免責されるという規定である。こういう規定は理屈上の規定で、実際に適用するのは極めて難しい。今回も、事故を起こしたのは第一だけである。

あとのところは被災しながらも事故には至っていない。避けようのない事故だったと言いつけることは非常に難しい。

そうすると、東電が一義的な責任を負うにしても、賠償の推定額から言うと、東電の保有資産から見ても、営業利益から見ても、到底、間に合うはずがない。普通の企業であれば、大幅な債務超過、破綻状態である。

しかし、東電には電力供給の大きな責任があるし、社債、その他、株も含めて市場に大きなかわりを持つているから、単に破綻処理すればいいというわけにもいかない。

やはり国の責任ということも明記して、東電

はずだ、国際社会に健康、あるいは安全の基準について、日本がぜひ提供していただきたいとおっしゃっておられた。

外交安全保障の話題も出たが、内向きになってはいけないという発言が非常に印象に残った。これからの課題として、当面はそういった震災の対応、そしてまた、国際社会での国益の回復・保持ということも重要なテーマになる。

選挙制度改革を急げ

最後に選挙制度について触れておきたい。参議院、衆議院とも最高裁から憲法違反だと言われた状態である。投票価値が不平等だと言われている。次の任期満了は二〇一三年だから、本来、今年中に議論をし、結論を出して、来年前半には法的な制度を整えて、一年間の周知期間を置いて、選挙に臨むというのがあるべきスケジュールである。早ければ早いほどいい。

ところが、現行下でも解散権は縛られないから解散するのだとのたまう人がいる。しかし、何もしないで解散をやった場合には、私は二重の意味で憲法違反になると思う。一つは、もちろん投票価値の不平等を放置したという責任である。

もう一つは、被災地では今、選挙をやりたくてもやれない方々が大勢いらつしやる。公務員

で負いきれない賠償は国が担うということをはつきりさせるべきである。これをしっかりと取り込んだ制度、つまり原子力損害賠償法の特別法を作らなければならない。

復興財源は直接税で

今、政府は、東京電力との間で責任の押付け合いをして、実際の賠償の支払いを遅らせているとしか思えない。しかも、東電の口座を利用して、一世帯が二人のところも十人のところも同じ扱いであるから、現場の実情に沿っているものとはいえない。国が仮払いを迅速に行えるような仕組みを作ること、私たちは自民党やたちあがれ日本と協議をして「国が仮払いをする」という法案を参議院に提出した。議論がいろいろ起きるだろうし、そうすんなりは決まらないだろうが、その間、放っておかれる被災者はたまつたものではない。現行法では、政府は一二〇〇億円しか出す義務はない。ところが、賠償仮払いのニーズは一二〇〇億をはるかに超えて、当面の仮払いだけでも三〇〇億、五〇〇億かかる。参議院でいち早く成立を図るべきだ。

先般、シンガポールのゴー・チョクトン元首相が旭日大綬章を受章され、お話しする機会があった。そこでも復興の財源をどうするかとい

の選定罷免権というのは憲法十五条で保証された基本的人権の一つである。これを物理的、客観的に行使できない人がいるのに選挙をやってしまうというのは、この選定罷免権という基本的人権を侵すことにもなる。不作為で解散総選挙をやることは二重の憲法違反だと言わざるをえない。

どう議論していけばいいか。いろんな主張があるが、最高裁は、今の参議院の選挙制度は何増何減という手直しだけでは限界だから、制度そのものを変えて投票価値の平等を実現したほうがいいと結論づけている。

というのは、今の都道府県単位を基礎にして何増何減では、なかなか投票価値の平等は実現できないし、仮に一時しのぎでやっても、すぐまた格差が生じることになる。そこで、今、参議院議長が大選挙区制でやれば投票価値の平等は実現できると提案している。私は、この私案を軸にして議論を集約させるべきだと基本的に思う。

選挙区が大きければ大きいほど、定数が多ければ多いほど、投票価値の平等は実現しやすくなる。小選挙区が一番、投票価値の平等を実現するのが困難ということになる。

最高裁はもう二十年以上、憲法違反、あるいは違憲状態ということはずっと繰り返してきた。しかし、最後に「ただし、選挙は無効に

しない」と付言してきたわけである。選挙で選ばれたわけでもない裁判官が政治の実情を無視して、莫大な投資とエネルギーをかけた選挙を無効だというのはいささか僭越であろうということ、遠慮してきたわけである。

しかし、ここまで「違憲だ、違憲状態だ」、しかし「立法府の努力を待って無効にはしない」というのを何十年も続けていれば、もう最高裁など怖くない、もう違憲でも何でも言ってくれ、どうせ無効にならないのだと、開き直ったような空気が政界の中に出てきている。

憲法の番人という司法の役目は、これでは務まらない。私は、このまま立法府がサボタージュを決め込むのであれば、やはり「無効」という判決を一度、出したほうがいいと思う。今回、叙勲の対象になった老弁護士で、憲法訴訟に长年携わってきた人が手紙でこう書いてきた。「こ

のまま選挙に突入すれば、次の選挙は無効になるだろう。われわれは戦い続ける」。

最高裁の裁判官には国民審査というのがあり、いまだに罷免になった人はいないが、しかし、ここまで司法権の存在がないがしろにされるのであれば、どうぞ×を付けてくださいということとを覚悟して、無効の判決を出す。そういう最高裁の裁判官がいてもいいのではないか。そういう事態を招かないように、立法府がもっと前に、もっと高い立場から選挙制度の改正を急ぐ必要がある。

われわれの基本的な道は、参議院では人を選ぶ大選挙区制度、衆議院のほうは政党、つまり政権を選ぶことを重視した比例代表制度を模索すべきだというものである。

今の小選挙区制度は、民意の集約を目標にして、得票率と議席率の乖離を大幅に認めた。し

かし、自民党に大きな議席が流れたときも、民主党に大きな議席が流れたときも、その大きな政党の中でなかなか民意が集約できないという課題はなお解消されていない。

小選挙区で大政党に政権を持たせるといっているのは民意の集約に必ずしもつながらない。政治とカネの問題も相変わらず起きている。選挙制度でそれらの問題は必ずしも解決できないのである。そうであれば、民主主義の最も基本である、民意を正しく反映するという選挙制度を作った上で、合意を作り出す経験に習熟するということのほうが、私は日本の民主主義の成長に最もふさわしい道ではないかと思っている。

公明党は小さい政党ではあるが、そういう合意形成にひと役買う。そして、日本を前へ進めるといふことに一番重きを置いてこれからも携わってまいりたい。